

聖籠町教育委員会告示第6号

聖籠町立小学校スクールバスの運行に関する要綱を次のように定める。

令和2年9月25日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町立小学校スクールバスの運行に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、聖籠町立小学校（以下「小学校」という。）に通学する児童のうち、遠距離通学者の登下校のために運行する車両（以下「スクールバス」という。）の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行管理)

第2条 スクールバスの運行管理は、聖籠町教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(運行形態)

第3条 スクールバスの運行形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町による運行
- (2) 町が運行を委託する業者による運行

(運行期間)

第4条 スクールバスの運行期間は、通年とする。

(運行計画)

第5条 スクールバスの運行日、運行経路、停留所、運行時間、使用するバス及び台数等の運行計画については、委員会が別に定める。

(利用対象)

第6条 スクールバスを利用できる児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 通学する小学校から居住する住居の所在する行政区の中心までの道のりが2.5キロメートル以上の児童
- (2) 委員会がスクールバスによる通学が特に必要であると認めた児童

(利用申込み)

第7条 スクールバスを利用しようとする児童の保護者は、スクールバス利用申込書（別記様式第1号）をあらかじめ委員会に提出しなければならない。

(利用料の徴収)

第8条 町長は、スクールバスに乗車する児童1人1回の乗車につき50円の利用料を徴収するものとする。

2 前項の規定による利用料は、あらかじめ徴収するものとする。この場合において、町長は、利用料を徴収した者に対し、徴収した額50円につき1枚の回数券又は50円（登下校ともスクールバスを利用する児童にあつては100円）につき運行日1日の利用期間を有する定期券を交付するものとする。

3 スクールバスに乗車した児童は、降車時に運転者に回数券を1枚提出するか、有効な定期券を提示するものとする。

4 前項に規定する回数券及び定期券についての詳細は、町長が別に定める。
(利用料の減免)

第9条 町長は、前条に規定する利用料の全部又は一部を別に定める基準により減免することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、スクールバスの運行に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式第1号(第8条関係)

年度スクールバス利用申込書

年 月 日

聖籠町教育委員会 様

申込者 住 所 : _____
保護者氏名 : _____
電話番号 : _____

年度において、スクールバスを利用したいので、下記のとおり申込み
ます。

記

- 1 児童氏名 : _____
学年組 _____年_____組 男・女 (いずれか○で囲む)
- 2 学校名 _____
- 3 行政区 _____
- 4 利用形態 _____往復・片道 (登校・下校)